

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

令和四年十一月一日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和四年四月二十八日奈良県指令郡土第六二一六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和四年十月二十四日郡土第六五四号

公共施設に関する工事の検査済証 令和四年十月二十四日郡土第二二六号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和郡山市小泉町三五二二番一、三五二二番三、三五二二番四、三五二二番五、三

五二二番六及び三五二二番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市葛本町三三八番地六

株式会社エターナル住宅流通 代表取締役 田中昭治

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和郡山市小泉町三五二二番四

下水道 大和郡山市小泉町三五二二番四の一部